

社会福祉法人しゅらの郷福祉会 平成25年度 事業計画

○ 法人運営

1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しゅらの郷福祉会は、法人定款第3条の規定に則り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 事業運営

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービス事業の経営
- 一般相談支援事業の経営
- 特定相談支援事業の経営
- 障害児相談支援事業の経営
- 移動支援事業の経営

(2) 公益事業

- 障害児・障害者ふれあい支援事業
- 藤井寺市委託相談支援事業
- 大阪府委託障がい児等療育支援事業

3 本年度の重点施策

- (1) 経営基盤及び経営組織の強化
- (2) 事業の安定化

- ① 事業経営の改善
- ② 法人内組織の有機的連携
- (3) 新施設建設計画の検討

法人設立当初の目標であったケアホーム、短期入所等の入居施設の建設に向けて本格的に検討を進めていく。
- (4) 人事管理の充実
 - ① 職員の業務に対する志気の高揚、人権尊重やコンプライアンス意識及び経営感覚の醸成など、今後の法人運営に必要不可欠な人材育成を図る。
 - ② 人事・給与制度の見直し

現行の規程及び制度を見直し、新たな人事・給与制度の構築を図る。
- (5) 財務管理
 - ① 業務の効率化及びコスト削減
 - ② 経理事務の適正化
 - ③ 契約の透明性の確保

4 理事会・評議員会の開催

- (1) 理事会の開催
 - ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
 - ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
 - ③ 隨時 必要に応じて開催
- (2) 評議員会の開催
 - ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
 - ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
 - ③ 隨時 必要に応じて開催

5 常任委員会の開催

法人事業の基本的施策並びに総合計画案を策定するため、常任委員会を開催する。

6 経営委員会の開催

法人事業運営の効率・効果的な推進を図るため、毎月1回、経営委員会を開催し、事業所間の調整を行う。

○ 多機能型事業所「あゆみ」

1 事業運営方針

(1) 基本理念

「一人ひとりが尊重され、大切にされる存在である。」、「地域社会において豊かな生活を営む。」 という理念を基に、一人ひとりの思いを大切に障害の有無にかかわらず誰もが尊重され、地域でともに生活し働き余暇が楽しめる生活を作り出す。仲間の健康と安全を第一として、それぞれの想いが自己実現できるようにともに考え必要な支援を受けながら実践を深め、地域社会の中で生活が可能となる社会の実現を目指していく。

(2) 事業内容

① 『就労移行支援』 定員 6名

一般就労を希望している仲間に対して、生産活動その他の活動を通じて就労に必要な知識・能力の向上を図り、職場実習・職場探し等を通じ適正に合った職場への就労及び定着を目指す。

また、職場定着のため生活面においては、健康の維持管理と自己管理を徹底し、人との関わりを大切に社会の一員としての自覚が持てるよう支援を行う。

② 『就労継続支援事業B型』 定員 14名

仲間が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、就労に向けた知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。また、作業等を通じて日常生活の維持向上を図る。

③ 『生活介護事業』 定員 20名

日常生活及び社会生活を営むができるよう、常時介護等の支援が必要な仲間に対して必要な介護・訓練を行うとともに、創造的活動・生産活動の機会を提供する。また、作業等を通じて日常生活の維持向上を図る。

(3) 具体的方針

① 仲間の健康と安全

② 本人の想いに充分な配慮を払い、個々のニーズに合わせた支援を行う。

③ 仲間の将来の生活を展望する「目標」に向けて必要な支援を検討し実践していく。

④ 地域に開かれた施設として施設行事での地域開放、仲間の地域行事への参加、機関紙を発行し地域への配布、情報の提供に努める。

- ⑤ 他施設間交流を深め支援に繋げる。
- ⑥ 仲間ご家族との協力関係の維持。
- ⑦ 常に自己点検し、仲間の立場に立ったサービスの提供を実践する。

2 支援の目標

(1) 仲間の基本的人権の尊重

- ① 障害にかかわらず誰もが人として尊重され、これを侵されることなく保障されるよう努める。
- ② いかなる場合であっても強制的な言動、暴言、体罰、差別的な言動をしない。
- ③ サービスの提供にあたり障害が重い、軽い等障害程度で仲間を理解するではなく生活習慣や考え方、一人ひとりの想いを大切にする。
- ④ 人格を尊重し、温かで親しみやすい雰囲気をもってユーモアのある会話を心がける。

(2) 健康と安全の確保

常に仲間の健康状態に注意し、健康保持、疾病や事故の防止に備え健康維持、増進に努める。

- ① 健康診断の実施。(健康診断1年に2回、歯科検診1年に1回)
毎月、第1月曜日に嘱託医による仲間の検診を行う。
- ② 生活への配慮(体重チェック、検診)
- ③ 感染症、食中毒の発生及び蔓延防止措置・早期発見に努め、保健所と連携し必要に応じ助言、指導等を得る。
- ④ 空調設備等施設内の適温保持

(3) 行動パターンの理解と対応

サポートブックの作成、ルーティーン、TEACHを取り入れる。

3 作業活動の充実と社会的自立

あらゆる面で仲間主体の活動を作り出せるよう取り組んでいく。

作業活動においては、細かく作業計画をたて常時安定した仕事が提供できることを目標に作業工程、作業内容について検討する。仲間自身が、「仕事」としての認識を持ち社会的ルールを体得しつつ達成感を感じられるように努める。

4 支援内容

個別支援計画を年度当初に本人とそのご家族に確認し了承を得て、3ヶ月後、6ヶ月後に3者によるモニタリングを実施のうえ、支援計画の変更の要否を決定し

支援を遂行する。

(1) 生活支援

仲間の QOL を低下させることなく維持・向上に努め、一人ひとりの想いを大切に僅かな可能性を見落とすことなく潜在能力の開発、育成に努め、情緒的なプログラムを取り入れて、楽しくいきいきと暮らしが出来るよう支援する。

また、S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を取り入れて、自己啓発を支援していく。

(2) 作業支援

仲間一人ひとりが、充分に能力が発揮できるよう潜在能力の開発、育成に努め、仲間主体の活動を作り出せるよう取り組んでいく。

ア 農作業

年間農耕計画を立案し、各 2～3 名の班構成により、雑草抜きから畠作り・肥料まき等の農作業を通じて収穫の喜びを体験する。又、収穫した農産物を地域に販売することは、地域との交流を深めるとともに仲間の励みとなる。

今後は、販売拠点の増加を図るとともに地域の農業関係者に技術指導をお願いする。

イ 軽作業

業者との信頼関係をより深めることで作業（内職）の定期の受け入れを確保するとともに、軽作業の内容を検討し効率の高い仕事の受注を増加させる。

また、就労訓練を兼ねての施設外就労を推進していく。

ウ クラフト（手芸品）

好評を得ている「祝い箸」を継続して製作する。また地元の幼稚園、小中学校、支援学校の卒業式、入学式用コサージュなど新たな手芸品の製作に取り組むとともに販路を開拓していく。

エ アルミ缶リサイクル

地元の津堂地区並びに藤井寺地区と協力して、アルミ缶リサイクルを行う。

藤井寺地区においては、運営に協力してくださる施設、商店、学校、個人等との連携をさらに強化していくとともに他地区においても積極的に活動範囲を広げていく。

オ 販売活動

生活プラザ（月 1 回）や藤井寺ワッショイ（6 月、12 月）での授産製品等の販売活動を行う。

また、4 月から開設予定の当法人のホームページ上において、授産製品の PR を行い、通信販売を計画する。

(3) 工賃支給

仲間の工賃アップに努め、工賃支払い規程に基づく工賃を支払う。

(4) 就労支援

支援機関の活用及びハロワークとの連携や企業開拓活動を強化して、就労支援を積極的に進める。また、施設外実習へも積極的に参加していく。

(5) 食事の提供

昼食については、仲間の健康状態に合わせて、低カロリー食、一口サイズ食、一口おにぎり食、普通食の弁当を外注により提供する。

5 避難訓練

仲間の安全確保が最優先であり、平素から火災、地震等不測の事態に対し行動できるように火災場所を想定した避難訓練を毎月行うとともに総合避難訓練を年2回実施する。

6 余暇（行事）活動

仲間の意向が、反映できるよう企画段階から仲間がスタッフとして参加し、余暇活動に取り組む。自分の意思で好きな活動に参加できるようその選択肢に関する可能な限りの情報を提供し、施設外での余暇活動や行事を積極的に実施し、社会生活訓練を行う。また、他施設間との交流を行い、より多くの人と関わりを広げていく。

7 地域交流

(1) 地域の人々の理解を深めるためには、施設を知ってもらうことが不可欠である。今後、地域生活への移行を展開する上からも地域の連携をより一層深める必要から、地域への積極的な情報の提供や広報活動を進めていく。

(2) 「あゆみ」の広報誌の定期的発行

「あゆみ」の活動を紹介する広報誌を発行し 地域や関係団体等に配布する。また、地域商店の協力を得て、持ち帰り自由な定置スペースの提供先を開拓する。

(3) 「あゆみ」が身近で開かれた施設であることを地域の理解を得るために、「あゆみまつり」など施設行事への参加を積極的に呼びかけていく。

(4) ボランティアの受け入れ

(5) 各施設連絡会、自立支援協議会への参加

(6) あき缶回収を通じての地域との連携

(7) 地域行事への参加（月1回、津堂地区の清掃活動の実施）

(8) 地域企業との連携を図り、施設外就労先並びに仲間の就職先を確保する。

8 緊急時等の対応

危機管理マニュアルに従い、迅速・的確に必要な措置を講じる。

9 苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置し、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。また、客観的・公平な立場で対応する第三者委員を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを行う。

10 職員研修

職員の資質向上を図るため、計画的に研修を実施していく。

(1) 外部研修・・・外部で行われる研修に積極的に参加する。また他施設の見学を行う。

(2) 内部研修・・・虐待防止、ケース検討、発達障害への取り組み

11 検討部会の設置

今一度、「あゆみ」におけるサービスの提供のあり方やサービスの質について再確認を行うとともに、今後、「あゆみ」をどのような方向で事業を運営していくかを検討していくため、前年度に引き続き「あゆみ」内に検討部会を設置する。

○ ヘルパーステーションウインドミル

1 事業運営方針

平成23年8月に約2700時間の派遣実績を残した移動支援事業は、その後徐々に減少し、24年5月には3分の1以下の約750時間となり、厳しい運営状況に陥っている。今年度は、事業基盤の整備に重点を置き、総合的に支援できる体制を整え、利用者の方が満足していただけるサービスの提供が行えるよう介護計画を見直し、介護の質の向上に努めていきたい。また、支援センターその他関係機関と連携しながら、信頼してもらえるヘルパーステーションをめざしていく。

2 事業内容

藤井寺市、羽曳野市、松原市を通常の実施地域として次のサービスを提供する。

(1) 居宅介護・重度訪問介護

利用者がその能力に応じ、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営

むことができるよう利用者の身体その他状況等に応じて、必要な援助を適切かつ効果的に行う。

- ①居宅介護計画 サービスの提供にあたり目標を明確にして作成
- ②身体介護 食事、排せつ、衣類の脱着、入浴、身体の清拭・洗髪等の介護
- ③通院介護 通院時の同行介護
- ④家事援助 調理、洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物等の家事

(2) 移動支援事業

障害者（児）が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動を支援する。

- ①サービスの提供にあたり目標を立て、安全に配慮した移動支援計画の作成
- ②銀行、冠婚葬祭、理美容など社会生活上必要な外出支援
- ③映画、プール、遊園地など余暇を楽しむための外出支援

3 サービスの質の確保のために

(1) 計画的な職員研修

ヘルパー等従業者の資質向上を図り、良質なサービスを提供するために次のとおり研修を実施する。

- ①現任者研修 法人内及び外部研修の受講、事業所内会議・ヘルパー会議
- ②採用時研修 職業倫理・介護技術指導・同行指導など

(2) 迅速な苦情解決

苦情受付窓口を設置し利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。

(3) 利用者の人権擁護、虐待防止の仕組み

- ①ヘルパー会議・研修を通して障害特性を理解し、虐待を防止する。
- ②一人ひとりの気づきを共有し、風通しのよい職場環境を整備する。

(4) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、関係法令等を遵守し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全従業者に徹底する。

○ 支援センターしゅらの郷

1 障害者（児）相談支援事業（相談支援センターひんぽん）

従来の指定相談支援事業に加えて、本年4月より藤井寺市委託相談支援事業所として在宅の障害者やその家族に対して相談支援事業を実施していくため、相談支援体制を充実させていく。

（1）実施場所 藤井寺市岡2丁目8番50号 吉田ビル1階

（2）開所日及び時間

月～金曜日及び月2回程度の土曜日 9：00～17：45

* 緊急時は携帯にて対応

（3）職員体制

管理者（相談支援専門員兼務） 1名

相談支援専門員 1名

地域移行推進員 1名

（4）実施事業

① 藤井寺市委託相談支援事業

在宅の障害者やその家族の地域生活に関する相談に応じて、保健・福祉などのサービスが総合的に受けられるように援助する。また、関係機関などと連絡調整をして、障害者の自立や社会参加の促進を図る。

② 指定特定相談支援事業

ア 基本相談支援

障害者（児）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や必要な便宜を供与するなどの支援を行う。

イ 計画相談支援

障害者（児）が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。

③ 指定障害児相談支援事業

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等ディサービス、保育所等訪問指導）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。

④ 指定一般相談支援事業（地域相談支援）

障害者支援施設や病院等に入所・入院している障害者が、地域生活へ移行するための相談支援を行う。また居宅において単身で生活している障害者の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う。

2 大阪府障がい児等療育支援事業（施設支援指導事業）

児童発達支援事業所、市町村等の機関及び職員に対して、障がいのある子どもの支援のあり方について、一人一人のきめ細かい実態把握から個別の教育支援計画作成についての助言を行う。また、支援に必要な情報を共有し、目標達成に向けて連携を行う。

3 発達障害学習会

地域における発達障害等に関する情報発信の場であり、教育、医療、福祉、就労等の関係機関、保護者等、多岐にわたる地域の方々が共に集い、学び、情報交換をすることのできる場として、事例研究や講師を招いての講義等を実施する。

- (1) 発達障害児、困り感のある子どもの親に対する療育・育児に関する情報交換及び意見交換の場を提供する。
- (2) 昨年に引き続きペアレントトレーニングフォローアップ講座（8回連続）、新規のペアレントトレーニング（8回連続）、困り感のある子どもに対するソーシャルスキルトレーニング講座（6回連続・2回）を実施する。
- (3) 就学前の子育てに困っている母親等の交流の場を月に一度設ける。

4 サマースクール

(1) 開催目的

障害のある児童生徒の夏休み中のレクリエーション、また、長期休暇期間中の保護者の負担の軽減を目的として開催する。同時に、一般の方にボランティア活動を通じて障害児福祉への理解を深めてもらう機会としても企画している。

(2) 開催日時

2013年8月8日（木） 予定

午前10：00～午後4：00

(3) 開催場所

藤井寺市立道明寺東小学校 予定
(体育館・プール・一部教室)

(4) 対象者

藤井寺市内在住または通学する障害のある学齢児童生徒
(小学生～中・高等部生)

(5) 介助体制

当法人職員並びに大学生を中心とした市民ボランティア

(6) 募集人員

定員 児童30名 ボランティア40～60名

5 藤井寺市委託障害児・障害者者ふれあい支援事業

(1) 事業目的

障害児（者）の日中における活動の場を提供し、また障害児（者）の家族等の就労支援及び介護負担などの軽減を図る。

(2) 実施場所

藤井寺市市民総合会館 別館3階（301、302、307、308）

(3) 利用定員

障害児20名程度 障害者10名程度

(4) 開所日及び時間

毎週木曜日及び年末年始以外の終日

10:00～20:00

※学校長期休暇期間は、9:00開所とする

※送迎は10:00開始、最終は19:00とする。

(5) 事業内容

① 余暇活動の支援

少人数の集団の中で、個々の障害の特性及び認知特性を考慮したプログラムを取り入れ、グループ活動を提供する。学齢期・成人期それぞれに合わせた取り組みに加えて、幅広い年齢層が共に活動する機会を通して異世代交流を図る。また、一人ひとりの特性を把握したうえで、個別に応じたグループ活動を提供する。利用者がほっとできる憩いの場であり、楽しめる場である。趣味活動など興味の幅をひろげ、個々の生活の質を向上できるように支援する。

ア 創作活動

ぬり絵、折り紙、工作、絵画、編み物などの活動を通して、製作や自己表現することを体験し、楽しいことややってみたいことを見つける。また、これらの活動（微細運動）から手先の巧緻性を高め、日常生活の諸活動をより主体的に行うことができるにする。

イ 各種教室

書道、水墨画、茶道、手芸教室を開き、環境設定、障害特性、認知特性への配慮及び工夫を考慮した指導を行う。

ウ 運動

ダンス、リズム体操、平衡感覚遊びなどの運動を通して、身体活動を活発にし仲間と関わりを深めていく。また、道具や補助具を工夫して誰もが「できる環境づくり」を設定し多くの成功体験を通じて運動の楽しみを見出す。

エ レクリエーション

音楽レクリエーション、ビデオ鑑賞、音楽鑑賞、さいころゲーム、トランプ、オセロ、将棋、卓球、風船バレー、ボウリング、TVゲーム、カラオケなどの活動を通じて、利用者の余暇活動が充実し、自分から楽しみを見出せるようにする。また、ミニ運動会、ボーリング大会、テーブル卓球大会、カラオケ大会を行う。

オ 感覚統合

触覚を刺激する遊び（ボールプール、積み木、ドミノ倒し、粘土など）、前庭覚を刺激する遊び（平衡感覚遊び、タオルブランコ、バルーンなど）を通して、遊びの各場面での感覚情報を目的に応じて整理し、感覚のネットワークがうまく機能するように促す。

カ 療育、療法

SST（ソーシャルスキルトレーニング）、場面の視覚化・構造化、トークンを用いた行動療法を通して、個々に応じた「困り感」の改善と利用者の積極的な活動参加を支援する。

キ 施設外活動

散歩、外出、地域行事への参加などボランティアを募り、安全の確保の下で施設外での活動に取り組み、有意義に余暇を過ごす上で必要となる社会的な力が身につくよう支援する。

② 相談支援、療育支援

障害児（者）と保護者に対しての相談支援・家族支援・療育支援を行う。

また、講師を招いて療育教室を開催する。療育・育児に関する相談の場や子育てについての正しい知識を学ぶ場を提供する。それらを通して速やかに相談者のニーズに応じた相談機関・教育機関・医療機関等とつなげていく。

（6）利用者の送迎サービス

送迎を希望する利用者に対して送迎サービスを実施する。

（7）地域との交流

障害者理解の促進とノーマライゼーションを目指し、地域のボランティア団体等関係機関と連携して交流を深める。また、クリスマス会等行事では、社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連動し、高齢者とふれあう機会を設ける。

（8）ボランティアの受け入れ

隨時ボランティアを受け入れる体制を整え、障害福祉への興味・関心を深めていく。